

人事委員会規則七―一〇（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則七―一〇（単身赴任手当）の一部を改正する規則  
人事委員会規則七―一〇（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（やむを得ない事情）<br/>第二条 条例第十二条の二第一項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>二 五 略</p> <p>（権衡職員の範囲等）<br/>第五条 条例第十二条の二第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情とする。</p> | <p>（やむを得ない事情）<br/>第二条 条例第十二条の二第一項及び第三項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 配偶者<br/>が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>二 五 略</p> <p>（権衡職員の範囲等）<br/>第五条 条例第十二条の二第三項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の適用職員であった者</p> <p>二 国又は他の地方公共団体の職員であった者</p> <p>三 人事委員会が前二号に掲げる者に準ずると認める者</p> <p>2 条例第十二条の二第三項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により条例第四条第一項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員となつた者とする。</p> <p>3 条例第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとし</p> |

て規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 略

ロ 略

二 六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに条例第四条第一項の

給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第二条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 略

(届出)

第七条 略

て規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年秋田県条例第一号）第十三条の規定による採用（退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 略

ハ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定による採用をされたこと。

ニ 略

二 六 略

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用職員であった者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は事由発生に伴い」と、「第二条」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 略

(届出)

第七条 略

2 略

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第八条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その

日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

2 略

(確認及び決定)

第八条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日

の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

附 則  
(施行期日)

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p>                             | <p style="text-align: center;">改正前</p>  |
| <p style="text-align: center;">附則</p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。<br/>(暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、規則七一〇(単身赴任手当)第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年秋田県条例第三十一号。以下この項及び次項において「改正定年条例」という。)附則第十三項に規定する暫定再任用職員をいう。)は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。</p> <p>一 改正定年条例附則第八項又は第十項の規定による採用(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号。以下</p> |

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の規則七一〇(単身赴任手当)第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 3 (人事委員会規則七一〇(単身赴任手当)の一部を改正する規則の一部改正)  
人事委員会規則七一〇(単身赴任手当)の一部を改正する規則(令和五年三月七日公布)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

この項及び次項において「定年条例」という。第二条の規定により退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この号において「改正法」という。）による改正前の法（以下この号において「旧法」という。））第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項、改正法附則第三条第五項又は改正定年条例附則第二項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は改正定年条例附則第八項若しくは第十項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 改正定年条例附則第九項又は第十一項の規定による採用（定年条例第二条の規定により退職した日（定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び定年条例第十三条又は改正定年条例附則第九項若しくは第十一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 改正定年条例附則第九項又は第十一項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に定年条例第十三条の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の規則七―一〇第五条第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年秋田県条例第三十一号）附則第九項又は第十一項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）とする。」とす。

4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の規則七―一〇（単身赴任手当）第五条第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。